

今週の専門用語

納税環境の整備

毎年の税制改正は、各省庁からの税制改正要望を財務省や自民党税調が“査定”し、実施の可否を決めるという流れが基本となっている。一方で、各省庁の税制改正要望にはない改正項目が「納税環境の整備」というカテゴリーに属するものだ。例えば、今年1月1日から施行されている税務調査の法定化や全ての課税処分に対する理由附記の実施などを規定した国税通則法の改正のほか、節税防止措置もここに入る。その多くは、議員もしくは税務当局の意向によるものと考えてよいだろう。

インボイス方式

インボイスは、適用税率や税額など法定されている記載事項を記載した書類のこと。欧州では、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみの控除が可能とされており、免税事業者と区別するため課税事業者に固有の番号を付与し、その記載を義務付けている。一方、公明党が主張する請求書追加記載方式は、税額の記載義務を設けず、請求書に適用税率毎の取引額の記載を求めるもの。免税事業者にも売上側に請求書の保存を義務付け、免税事業者からの仕入税額控除も可能とする。

NISA 口座開設手続

平成26年1月から開始されるNISA（少額投資非課税制度）だが、現在導入が予定されている制度について、①同一勘定設定期間内（最長4年間）における口座開設金融機関の変更ができない、②一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができないなどのデメリットが指摘されている。しかし、平成26年度税制改正では、1年単位でNISA口座を開設する金融機関を変更することや翌年以降のNISA口座の再開設を容認する方向となっている。

編集室

◆「税は政治だよ」。大学院で租税法を専攻していた当時、財政学の教授がかけた言葉だ。◆自民党税制調査会が行われる党本部の会議室の前では業界団体の関係者が「先生！ ○○減税をお願いします！」とアピールする。水面下では、減税実現を目指す関係省庁と難色を示す税制当局との間で激しい攻防が繰り返されている。◆大綱決定が迫るにつれ政治的駆け引きが活発化するなか、政府税制調査会では、中長期的な税制の課題が議論されている。政府税調で会長を務める中里実東大教授の「(与党税調との)棲み分けのなかで議論することが国民にとって望ましい」という言葉が強く印象に残った。(SAK)

週刊T&Amaster 第526号

2013年12月9日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp